

景観形成基準チェックリスト（建築物）

記入者			
場所		該当区分	

区分	景観形成基準	ゾーン区分				チ エ ッ ク 欄	具体的な取組み
		田 園	住 宅 地	商 業 地	工 業 地		
位置 及 び 規 模	地域の主要な眺望点からの眺望を妨げないこと。（大規模行為限定）	●	●	●	●		
	山稜の近傍にあっては、稜線を遮らないこと。（大規模行為限定）	●	●	●	●		
	道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和すること。（大規模行為限定）	●	●	●	●		
	建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。（大規模行為限定）	●	●	●	●		
	歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮すること。	●	●	●	●		
	水辺に近接する場合は、水稜線を遮らないこと。	※	※	※	※		
形態 及 び 意 匠	建築物全体として調和をとること。	●	●	●	●		
	周辺の景観と調和すること。	●	●	●	●		
	道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和すること。（大規模行為限定）	●	●	●	●		
	歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和すること。	●	●	●	●		
色彩	周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。	●	●	●	●		
	地域の特性に配慮した色彩とすること。	●	●	●	●		

区分	景観形成基準	ゾーン区分				チ エ ツ ク 欄	具体的な取組み
		田 園	住 宅 地	商 業 地	工 業 地		
材 料	外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	◎	◎	◎	◎		
	外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	◎	◎	◎	◎		
敷 地 の 緑 化	敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。	●	●	●	●		
	緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存または移植により、修景に活用すること。	●	●	●	●		
	樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。	●	●	●	●		
そ の 他	敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。（大規模行為限定）	●	●	●	●		
	屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。	◎	◎	◎	◎		
	工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。（大規模行為限定）	◎	◎	◎	◎		
	建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	●	●	●	●		
	建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	※	※	※	※		

- ：良好な景観づくりのために遵守する項目
- ◎：良好な景観づくりのために努力する項目
- ※：より良好な景観づくりのために配慮する項目